

# FUKURI AOMORI



## INDEX

- 退職後の医療保険制度について / 住所変更の手続について ..... 2
- 資格喪失後の資格確認書等の返却について ..... 3
- 組合員及び被扶養配偶者に係る国民年金被保険者の手続について ..... 3
- 扶養手当廃止に伴う被扶養者の取扱いについて ..... 3
- 退職・転出する方の貸付償還について ..... 4
- 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」の掛金の徴収がはじまります ..... 4
- 育児休業支援手当金をご存じですか? ..... 5
- 教職員互助会からのお知らせ ..... 6~7
- 広報誌「福利あおもり」の表紙を飾ってみませんか? ..... 7
- 教職員の福利厚生クイズほか ..... 8

【写真】「あおもり冬の絶景」(はっくんさん) 津軽の実家から野辺地町に戻ってくる際、青森市内に入ったときの青空と雪のコントラストが美しくてつい...

青森県教育庁職員福利課・公立学校共済組合青森支部・一般財団法人青森県教職員互助会

〒030-8540 青森市長島1丁目1-1

- 共済企画・保健グループ 【企画担当】 017-734-9912 【保健担当】 017-734-9916 ■健康相談専用 017-777-4848
- 共済給付・年金グループ 017-734-9913 ■青森県教職員互助会 017-734-9914 ■年金相談専用 017-735-3263

福利あおもりは  
共済組合ホームページからも  
ご覧いただけます。

●共済組合 HPアドレス  
<https://www.kouritu.or.jp/aomori/>



●互助会 HPアドレス  
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shokuin/gojokai.html>



## 退職後の医療保険制度について

令和8年3月31日付けで退職される方が退職後に加入する健康保険については、就業状況により下表のとおりとなりますので、参考にしてください。

	退職後の状況	加入する健康保険
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任用フルタイム勤務職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校共済組合青森支部</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時的任用職員(臨時講師、臨時事務職員等)</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員(スクールサポートスタッフ等)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>週20時間以上</li> <li>月額88,000円以上</li> <li>2カ月を超える任用</li> </ul> </li> </ul>	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険制度適用の職場に再就職(私立学校職員、民間会社等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職先の健康保険</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>再就職しない</li> <li>再任用短時間勤務職員</li> <li>非常勤職員(上記3を除く)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立学校共済組合青森支部の「任意継続組合員」</li> <li>国民健康保険</li> <li>家族の被扶養者</li> </ul>

### 任意継続組合員制度について

**退職日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者**が、退職日から起算して20日以内に共済組合に申し出て、任意継続掛金を納入することにより、最長で2年間、医療費等の短期給付について、在職中とほぼ同様の適用を受けることができる制度です。

#### 令和8年3月31日付け退職者について

すでに申出書の提出期限は過ぎていますが、状況が変わり(再就職しないことになった等)任意継続組合員を希望することとなった場合は、随時受け付けますので、所属所事務担当者まで申し出てください。**最終期限は、令和8年4月17日(金)**です。

※詳細は、各所属所へ通知した、令和8年1月30日付け青教職共第491号「令和7年度末退職予定者に係る退職後の医療保険制度及び任意継続組合員申出について」をご覧ください。



## 住所変更の手続について

住民票を異動した場合、当支部で管理している組合員の住所情報の変更が必要となりますので、「組合員等情報変更申告書」に記載の上、所属所を経由して提出してください。転居先住所の届出がないと、ねんきん定期便、特定健診の受診券、給付金決定通知書等が届かないことがあります。早めの手続をお願いします。



**注意!**

マイナ保険証(マイナンバーカード)の住所変更の手続を行った場合でも、別途、当支部で住所変更の手続が必要となります。住民票を異動した場合は、必ず「組合員等情報変更申告書」を提出してください。

## 資格喪失後の資格確認書等の返却について

資格喪失後の資格確認書は所属所を通して当支部に返却することとなります。返却については、下表のとおりとなりますが、詳細は、3月送付予定の「組合員提出書類確認票」をご確認ください。

(「資格確認書」は、マイナ保険証を登録していない方へ交付しています。)

なお、マイナ保険証登録者等へ送付した「資格情報のお知らせ」の返却は不要です。

<ul style="list-style-type: none"> <li>退職の場合</li> <li>任期満了の場合</li> <li>他の共済組合へ転出する場合</li> <li>任意継続組合員となる場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員は、退職時の所属所の事務担当者へ「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)を返却</li> <li>所属所でとりまとめて「①組合員異動報告書【資格得喪】」に添付のうえ提出</li> </ul> <p style="border: 1px dashed orange; padding: 5px;">任意継続組合員となった場合も、それまで使用していた資格確認書は使用できません。資格喪失時の所属所へ返却してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員番号が変更となった場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合員へ番号変更後の「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)が届く</li> <li>組合員は、新(4月に所属する)所属所の事務担当者へ旧組合員番号の「資格確認書」(組合員及び被扶養者分)を返却</li> <li>所属所で旧組合員番号の「資格確認書」を受け取ったら、「②組合員異動報告書」に添付のうえ支部へ提出</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被扶養者が新しい就職先で健康保険資格を取得した場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所属所が「被扶養者取消申告書」と関係書類に添付のうえ支部へ提出</li> </ul>

## 組合員及び被扶養配偶者に係る 国民年金被保険者の手続について

組合員が退職した(任意継続組合員及びその被扶養者となった)場合で、60歳未満の方は、各市町村の国民年金担当課で以下の手続が必要となります。

(詳細については、各市町村の国民年金担当課にお問い合わせください。)

- 退職時に60歳未満の組合員は、国民年金第1号被保険者への「加入」手続をしてください。
- 退職時に被扶養者だった方は、国民年金第3号被保険者から国民年金第1号被保険者への「種別変更」手続をしてください。

## 扶養手当廃止に伴う被扶養者の取扱いについて

### 配偶者の扶養手当が廃止になると、共済組合の被扶養者はどうなるの？

給与条例の改正により、令和8年4月から配偶者に対する扶養手当が廃止となる予定です。これにより、共済組合での被扶養者の認定区分が、「普通認定(給与条例上の扶養親族)」から「特別認定」へ変更となります。

4月は異動時期であり、繁忙期となるため、青森支部では特別認定に係る書類の徴収は行わず、毎年行っている「扶養確認」の際に改めて確認書類を徴することとしました。それまでは暫定的に、扶養が継続するものとして取扱いますが、その間に、取消事由が発生した場合には、速やかに手続してください。

※「特別認定」に係る書類及び被扶養者の取消事由等、詳細については、「青森支部のホームページ」→「組合員専用ページ」→「被扶養者の認定要件の確認について」をご確認ください。



## 退職・転出する方の貸付償還について



公立学校共済組合から、貸付を受けている方が退職・転出する場合の取扱いについては次のとおりです。

### ◆令和8年3月31日付けで退職する方

**未償還元金を退職手当から全額控除します。(手続きは不要です。)**

ただし、退職手当から控除しきれない場合は、4月上旬に不足分を請求しますので、期日までに振り込んでください。(振込手数料は、借受人の負担となります。)

また、4月に退職手当から控除する際は経過利息が生じ、3月までの貸付残額に、毎月償還分は4月の1カ月分の利息を、ボーナス償還分は1月から4月までの4カ月分の利息をそれぞれ加えた金額となります。

退職手当から控除する旨の通知については、4月下旬にご自宅へ送付します。

なお、退職前(令和8年3月中)に全額繰上償還を希望される方は、令和8年2月25日(水)までに「全額繰上償還申出書」を提出してください。

この場合、納付書を送付しますので3月中に振込願います。(振込手数料は、借受人の負担となります。)

### ◆令和8年4月1日付けで(他の共済組合等へ) 転出する方

**転出先や貸付内容に応じて、次の方法により償還することになります。(必ず、手続きが必要です。)**

- (1) 自己資金で一括償還する。
- (2) 転出先の共済組合から借り受けた資金で一括償還する。
- (3) 徴収嘱託制度等を利用して、公立学校共済組合への償還を継続する。

これらの手続きに関する通知(公文書)を、3月上旬頃に所属所あてに送付しますので、忘れずに手続きをお願いします。

#### 【団体信用生命保険にご加入中の方へ】

貸付金の完済をもって自動脱退となります。保険料に未経過分がある場合は、保険会社から還付されますので、それまでは保険料の引落口座を解約しないようにお願いします。

共済企画・保健グループ(貸付担当) 017-734-9912

## 令和8年度から「子ども・子育て支援金制度」の掛金の徴収がはじまります



### ◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。医療保険の被保険者(組合員)と事業主(地方公共団体等)が負担することとされ、それぞれ掛金・負担金として医療保険者(公立学校共済組合等)が徴収し、国へ納付します。

### ◆子ども・子育て支援金の使途

子育て支援の拡充を目的とした「こども未来戦略「加速化プラン」」の実施のために活用されます。



### ◆開始時期

子ども・子育て支援掛金は令和8年4月分の給与から、短期掛金と併せて徴収されます。

※75歳以上の方は、徴収対象外です。

※40歳以上65歳未満の方は、介護掛金を併せてご負担いただきます。

### ◆掛金・負担金率

国が一律の率を示すこととしており、令和8年度は掛金・負担金率ともに標準報酬月額×1000分の1.15となります。

### ◆掛金免除について

産前産後休業・育児休業等を取得中の組合員は、他の共済掛金と同様に申出ることにより免除されます。

制度の詳細は、こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」をご覧ください。  
上記のサイトのURLはこちら

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodatেশienkinseido>



共済企画・保健グループ 017-734-9912

# 育児休業支援手当金をご存じですか？

育児休業支援手当金とは、育児休業に係る子の出生後（女性は産後休業後）から56日以内に、**組合員とその配偶者の両方が14日以上**の育児休業等を取得する際に、組合員の休業期間について、28日間を限度に**標準報酬日額の13%**（ただし、上限額あり）を支給する制度です。



支給対象となるのは、令和7年4月1日以降に、次の①及び②の両方を満たした場合です。

- ① 組合員が、対象期間（注1）内に育児休業等をした日数が通算して14日以上あるとき
  - ② 配偶者が子の誕生日から起算して56日を経過する日の翌日までに育児休業等を14日以上取得していること
- ※「誕生日から起算して」とは、誕生日を1日目として日数を計算することです。

★ただし、次のa～dのいずれかに当てはまる場合は、①のみを満たすことで支給要件となります。

- a 配偶者がいない場合
- b 配偶者が自営業者、フリーランス、無職等の雇用される労働者でない場合
- c 配偶者が当該育児休業等に係る子について産後休業等を取得している場合
- d 配偶者が育児休業等に係る子の誕生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間内において事業主から育児休業等の申し出を拒まれた等の場合

上記②について、必ずしも配偶者が共済組合員である必要はありません。



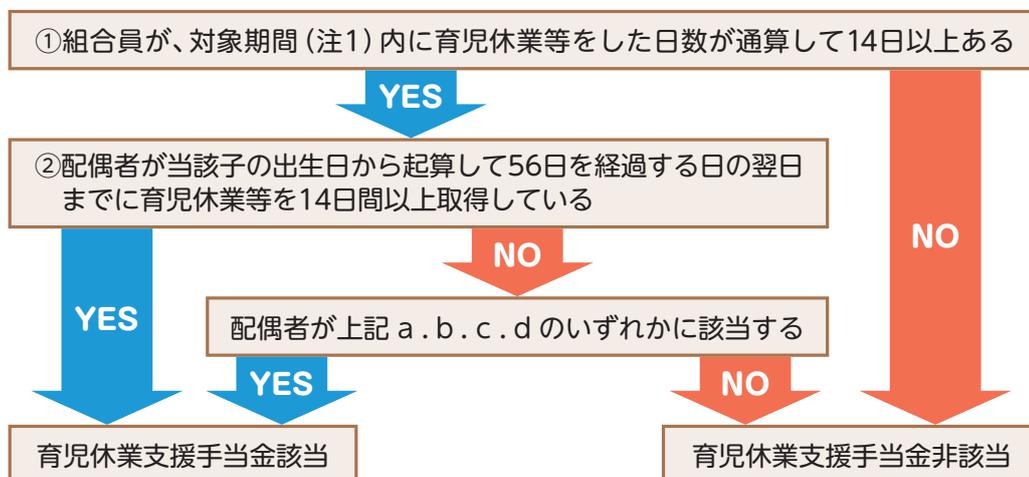
## （注1） 対象期間

- 組合員が産後休業等を取得しなかったとき  
→ 誕生日から起算して56日を経過する日の翌日までの期間
- 組合員が産後休業等を取得したとき

子の誕生日	対象期間の開始日	対象期間の終了日
出産予定日より前	子の誕生日	出産予定日から112日を経過する日の翌日
出産予定日と同日	子の誕生日	子の誕生日から112日を経過する日の翌日
出産予定日より後	出産予定日	子の誕生日から112日を経過する日の翌日



## ★育児休業支援手当金フローチャート



※制度の詳細および提出書類等については、各所属所の事務担当者にご確認ください。

共済給付・年金グループ 017-734-9913

# 教職員互助会からのお知らせ



## 退職に伴う互助会手続きについて

### 1. 健康保険と互助会加入の取扱いについて

令和8年3月31日付けで退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）し、**公立学校共済組合青森支部組合員の資格を喪失する場合は、当互助会は退会**となります。これは、互助会の加入資格が、「公立学校共済組合青森支部に加入する組合員である教職員及び教育関係職員」となっているためです。

互助会は、**退会に伴う手続きは必要ありません**が、**令和8年度以降の健康保健と互助会の加入**については下記のとおりですので、ご自分がどれに該当するのか、確認してみましょう。

#### 互助会加入の取扱いについて（令和8年度）

	退職後の状況※	加入する健康保険※	互助会
1	●再任用フルタイム勤務職員	●公立学校共済組合青森支部	引き続き加入
2	●臨時的任用職員（臨時講師、臨時事務職員等）		
3	●非常勤職員（スクールサポートスタッフ等） 週20時間以上 月額88,000円以上 2カ月を超える任用		
4	●健康保険制度適用の職場に再就職（私立学校職員、民間会社等）	●再就職先の健康保険	退会
5	●再就職しない ●再任用短時間勤務職員 ●非常勤職員（上記3を除く）	●公立学校共済組合青森支部の「任意継続組合員」 ●国民健康保険 ●家族の被扶養者	

※退職後の状況、加入する健康保険は、福利あおもり第191号2ページを参照

1～3の場合で、**引き続き加入を希望しない場合は、「申告書」の提出が必要です**。詳細は別途通知します。（今回から「加入確認書」の提出は不要となりました。）  
ご自分の互助会加入の有無は、給与明細書「互助掛金」欄で確認できます。

### 2. 在職中の給付等について

#### (1) 在職中の給付・貸付について

##### ① 「医療費補助金」について

在職中（令和8年3月診療分まで）の「医療費補助金」は、令和8年7月下旬頃に個人口座へ自動給付されます。

##### ② 「退職慰労金」について

10年以上在会して退職（他共済組合へ転出する場合を含む。）により退会したとき、在会年数に応じた「退職慰労金」が、令和8年7月下旬頃に個人口座へ自動給付されます。

##### ③ 「生活資金貸付」の未償還金について

退職時に生活資金貸付の未償還金があり、退職手当が支給される場合は、退職手当から控除します。

また、他共済組合へ転出する場合は、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

①～③ともに、**手続きは不要**ですが、①、②を給付するため、**届出済の個人口座は、令和8年7月末頃まで解約しないでください**。

#### (2) 互助会員証について

退職後、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。



# 「カフェテリアプラン」請求書の受付期間について

「カフェテリアプラン」請求書の受付は、**令和8年3月31日(互助会必着)まで**です。  
「カフェテリアプラン」とは、補助対象会員に対し、会員一人当たり7,000円を限度に補助するもので、**未請求の場合でも次年度に請求することはできません**ので、補助対象経費を支払い、請求を希望する場合は、必ず**令和8年3月31日(互助会必着)まで**に請求書を提出してください。なお、請求書の提出には、電子申請が便利です。



【二次元バーコード】

「カフェテリアプラン」請求書提出時の注意事項については下記のとおりですので、参照のうえ、不備等がないようご注意ください。

- 領収書にあて名が記入されていない、または、**領収書のあて名が名字のみ**の場合

**要注意!**

➔ **領収書の余白にフルネームを記入**

- 請求額が、7,000円未満の場合

➔ 電子申請の場合は、追加請求がない旨、該当箇所にチェックを入れる

➔ 郵送、メール、持参の場合は、請求書の余白に追加請求がない旨を記入

- 領収書に、実施日が記載されていない場合  
(例：コンサート、ホテル宿泊、JR等乗車券など)

➔ 他に実施日が確認できる書類を添付

添付できる書類がない場合は、領収書の余白に記入



青森県教職員互助会 017 - 734 - 9914

## 広報誌「福利あおもり」の表紙を飾ってみませんか?

「福利あおもり」の表紙を飾る写真を募集しています。  
採用された方には**3千円分**の図書カードを進呈します。

### 応募資格

公立学校共済組合青森支部の組合員であること

### 応募作品

- 作品は、動植物や風景等とし、組合員に身近で季節を感じるもの(写り込んだ人物が特定個人と判別できる作品は不可)
- 作品は未発表のものに限る
- 「癒やしのアニマル・いきもの」のフォトも大募集!

### 応募方法

応募はメールでお願いします。

アドレス [somu02@kouritu.or.jp](mailto:somu02@kouritu.or.jp)

メールの表題は「福利あおもり表紙写真応募」としてください。  
メールの本文に以下1～7までを明記してください。

1. 写真のタイトルとコメント(50字以内)
2. 氏名 3. ペンネーム 4. 所属所名 5. 組合員番号
6. 青森支部へのご意見 7. 連絡先(日中連絡がとれる電話番号)

**締切 随時募集しています。**

### ■注意事項等

- 表紙の写真は支部の広報編集委員会にて選考します。
- 掲載者以外は連絡しませんのでご了承願います。

- 応募写真の著作権は、公立学校共済組合青森支部に帰属します。
- 「福利あおもり」は当支部ホームページにも掲載します。
- 個人情報は写真の確認のみに利用し、使用後は破棄します。

ふるって  
ご応募ください!





# 教職員の福利厚生クイズ



クイズは、本号の福利あおもりに掲載されている記事からの出題となっております。

記事を読んでいただけたら簡単に答えられる全5問の○×クイズに、是非挑戦してみてください。

第1問～第5問について、○か×かお答えください。

## 第1問 任意継続組員制度関係

任意継続組員になるための条件として、退職日まで引き続き1年以上組員であることが必要である。

## 第2問 貸付事業関係

公立学校共済組合から貸付を借り受けている方が退職する場合は、未償還元金を退職手当から控除するための手続きが必要である。

## 第3問 育児休業支援手当金関係

配偶者が公立学校共済組合の組員でないと、育児休業支援手当金に該当しない。

## 第4問 教職員互助会関係

退職や他の共済組合へ転出し、公立学校共済組合青森支部組員の資格を喪失する場合、青森県教職員互助会は、退会になる。

## 第5問 教職員互助会関係

「カフェテリアプラン」の請求書は、いつでも提出できる。

全問正解者の中から抽選で40名様へ、健康ポイントを1,000ポイント付与します。当選者は次号に掲載します。

※今年度から、「図書カード」を「健康ポイント」に変更しました。

応募資格 公立学校共済組合青森支部の組員であること。

応募方法 記載の二次元バーコードでGoogleフォームから応募願います。

PC用URL▶<https://forms.gle/33fn5obdFUWEoWiz5>

※別途ログイン等は不要です。

※回答は一人1回限りとさせていただきます。

下記の①～⑤を入力の上、ご応募ください。

① お名前 ② ペンネーム ③ 組員番号

④ クイズの答え (○又は×を選択)

⑤ 福利あおもり第191号へのご感想



締切等 令和8年3月31日(火)まで応募できます。

※同年度内において、同一人の当選は1回とします。

※健康ポイントは、ベネフィット・ステーションの健康ポイントサイトから使用できます。

健康ポイントサイトを利用するためには、ベネアカウントの登録が必要です。ベネアカウントの登録方法は、下記をご参照ください。

※お預かりした個人情報は、健康ポイントを付与する際のみ利用し、使用後は破棄します。

※抽選は、厳正なる方法で行います。



健康ポイントサイト

## 190号 教職員の福利厚生クイズ

解答と当選者

応募数 116通

全問正解者数 81通

全問正解率 70%

### 第1問

#### 被扶養者資格確認関係

毎年実施されている共済組合の「被扶養者の資格確認」(認定要件の確認)は、被扶養者全員を対象にしている。

【答え】



解説 特別認定(扶養手当受給者以外の方の認定)の被扶養者が対象です。

### 第2問

#### 被扶養者資格確認関係

認定・取消の収入の算出の際は、公的年金ではないが、企業年金・個人年金・財形年金等も収入に含む。

【答え】



解説 企業年金・個人年金・財形年金等も収入に含みます。(必要経費を含めた額を収入とします。)

### 第3問

#### 教職員互助会関係

「カフェテリアプラン」は、実施したメニューごとに7,000円の補助である。

【答え】



解説 一人当たり、7,000円を限度に補助します。メニューごとではありません。

### 第4問

#### 教職員互助会関係

「カフェテリアプラン」の請求書は、持参、郵送、メールでの提出のほか、電子申請ができる。

【答え】



解説 電子申請ができるようになりました。詳細は福利あおもり第190号をご覧ください。

### 第5問

#### 保健事業関係

健康ポイントサイトで、スポーツクラブネサンスの動画セミナーを視聴すると健康ポイント100pが取得できます。

【答え】



解説 健康ポイントサイトで配信している、スポーツクラブネサンスの動画セミナーを視聴した方は、健康ポイント100pが取得できます。

## 当選者 おめでとうございます!

- ジ・ムーチョさん ●こうせいさん ●あきほんさん
- HIROちゃんさん ●けーこさん ●まさまさん ●ダンナコンさん
- 白米大好きさん ●りーさん ●11わあつさん ●さらさん ●ナオさん
- プチトマトさん ●アカスジキンカメムシさん ●とどしさん ●恵味さん
- えむすたさん ●山さん ●はなちよんさん ●こころちゃんさん
- ぶきゅこさん ●ゆんゆんさん ●がちゃんさん ●いけちゃんさん
- こままさん ●クロスターさん ●きくまるさおりけんたさん
- ニックさん ●ららさん ●めつとさん ●ドラミちゃんさん
- 米米CLUBさん ●ウルルさん ●ゆきさん ●ぬんさん ●いのさん
- 鉛細工さん ●あさこさん ●ツルマルさん ●DMさん

以上の40名の方には、健康ポイント(1,000ポイント)を付与します。(3月末付与予定)

## ベネアカウントを作成して、ベネフィット・ステーションと健康ポイントを利用しよう!

作成方法

1. 下記へアクセス



2. 団体ID・認証キー1・2を入力

団体ID: C00026B1W  
認証キー1: 組員番号  
認証キー2: 生年月日(西暦8桁)

3. ベネアカウントとして登録したい携帯電話番号またはメールアドレスを入力

登録方法詳細はこちらから確認できます

